

社会福祉法人横手市社会福祉協議会

平成29年度いきいきサロン事業実施要領

1. 目 的

地域住民や当事者が主体となり、支えあいや交流、健康増進活動を通して、社会的孤立の防止や社会参加、介護予防などにつなげるとともに、福祉活動の拠点となる居場所づくりを推進するため本事業を実施する。

2. 運営及びサロンの区分

地域住民が主体の世話人により、社会福祉協議会の協力のほか、自治会（町内会）、民生児童委員、福祉協力員、老人クラブ、婦人会など、地域の関係者・機関等と連携しながら、自主的に運営する次のサロンとする。また、助成金のほか参加費などによる運営とする。

- 1) 町内会・自治会等の範囲で地域内のすべての方が参加できるサロン
- 2) 広域的に若者、子育て、障がい児・者支援を目的とするサロン
- 3) その他本会会長が認めるサロン

3. 会 場

主に町内会館や公民館、公共施設などを会場とする。

4. 活動内容

主に次の内容とする。

- 1) 地域住民や当事者の交流活動、支えあい活動
- 2) 福祉に関する座談会や勉強会
- 3) 健康増進に関する体操や運動
- 4) その他、必要な福祉活動

5. 助成金

次の事項を条件に6万円を上限として助成金を交付する。

- 1) 年6回以上定期的に実施する。
- 2) 他から運営費助成金等の交付を受けている地区や団体・グループ等は除く。
- 3) 助成金を目的以外に使用しない。

6. 申 請

助成を希望する場合は、提出期限日までに各様式を最寄りの福祉センターに提出する。なお、申請から報告までは次のとおりとする。

- 1) サロンより様式1、2を福祉センターへ提出する。

- 2) 助成対象の可否を決定し、決定通知及び様式3をサロンへ送付する。
- 3) サロンより様式3と通帳の写しを福祉センターへ提出する。
- 4) 助成金を交付する。
- 5) 年度の活動が終了次第に様式4、5、6と通帳残高の写しを福祉センターへ提出する。
※次年度に申請しない場合でも、必ず様式4、5、6を提出する。

<各様式>

- 様式1 助成金交付申請書
- 様式2 事業実施計画書
- 様式3 請求書
- 様式4 完了報告書 ※新規実施サロン除く
- 様式5 事業実施報告書 ※新規実施サロン除く
- 様式6 事業費収支報告書 ※新規実施サロン除く
- 様式7 助成金額内訳書（社協で使用）

※活動内容や収支の透明化のため、必要に応じて上記以外の書類提出を求める場合がある。

※様式6 事業費収支報告書の支出項目分類表

項目	内 訳
食料費	弁当、お茶、茶菓子など
会場使用料	会館・公民館等使用料、会場暖房費など
消耗品費	コピー用紙、文房具、インクなど
諸謝金	講師等への謝礼（菓子折りなど）
活動費	創作活動材料、各種行事・移動研修経費など
その他	備品、コピー、送迎、会議経費など

<提出期限日>

- 一次申請期限日：4月 7日（金）
- 二次申請期限日：5月26日（金）
- 最終申請期限日：9月29日（金）※新規サロンのみ
- ※最終申請期限日前でも、当年度予算に達した時点で申請締切とする。



本事業は赤い羽根共同募金の配分金を財源としております。各種募金活動（個別募金、イベント・街頭募金など）へのご協力をお願いいたします。